別表十八の記載要領第一号中「この表のⅠ」を「この表」に改め、同第二号を次のように改める。

2　「(6)×80又は70/100　(7)」の欄は、当該事業年度が東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第45条（課税事業年度）に規定する課税事業年度（同条第３項の規定により同条に規定する課税事業年度とみなされる事業年度を除く。）である場合には「又は70」を消し、その他の場合には「80又は」を消すこと。

別表十八の記載要領第三号から第五号までを削る。

別表十㈠を別表十(一)とする。

別表十㈨の表中「(6)×90、80又は70/100」を「(6)×80又は70/100」に、「所得金額合計（別表四「35の①」）」を「所得金額合計（別表四「34の①」）」に、「(36)×90、80又は70/100」を「(36)×80又は70/100」に改め、同表の記載要領第二号を次のように改める。

2　「(6)×80又は70/100　(7)」の欄は、当該事業年度が東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第45条（課税事業年度）に規定する課税事業年度（同条第３項の規定により同条に規定する課税事業年度とみなされる事業年度を除く。第４号において「課税事業年度」という。）である場合には「又は70」を消し、その他の場合には「80又は」を消すこと。

別表十㈨の記載要領第四号を次のように改める。

4　「(36)×80又は70/100　(37)」の欄は、当該事業年度が課税事業年度である場合には「又は70」を消し、その他の場合には「80又は」を消すこと。

別表十㈨を別表十㈠とし、別表十八の次に次の一表を加える。